

3-6. 広域生活交通の役割を拡大するための諸施策

広域生活交通の鉄道や路線バスについては、サービスの改善を通して、より一層生活に必要な交通手段としての役割を發揮できるようになります。

また、路線バスについてはサービスの改善を通じた増客により、補助基準未達を防止し、現在のスキームによる路線維持を図ることに繋がります。

なお、本計画の計画期間は5年間ですが、それよりも長期を見据え、広域生活交通の将来の在り方についての研究も行っていきます。

広域生活交通の役割を拡大するための諸施策

- ① 鉄道の利用促進
- ② 「高校生通学」「通院」「買い物」等の活動機会の確保に資するダイヤ改善
- ③ 市町村内サービスとの結節の更なる改善
- ④ ショッピングセンター・病院・学校等の目的施設への乗り入れの更なる推進
- ⑤ 生活交通バス路線の確保維持に係る指針等の作成
- ⑥ 目的に応じた利用ガイド等の作成による利用促進
- ⑦ 分かりやすい案内の実現
- ⑧ 情報技術の利活用による利便性の向上
- ⑨ 広域生活交通の将来を見据えた研究
- ⑩ 市町村による公共交通利用促進施策の情報共有

1.鉄道の利用促進

施策概要

広域路線である鉄道の利用者増加を図るため、鉄道事業者は利便性向上を図るとともに、利用促進に取り組みます。また、県及び沿線市町などで構成される組織を通じた取り組みも行っていきます。

●利用促進に向けた周知活動

県及び沿線市町等で構成する同盟会や協議会において、チラシやガイドマップ等を作成し利用促進に向けた周知活動を行っています。



出典：中央東線高速化促進広域期成同盟会作成



出典：身延線沿線活性化促進協議会作成



出典：小海線沿線地域活性化協議会作成

実施主体・スケジュール

実施主体	実施内容	事業スケジュール				
		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
山梨県・市町村	協議会と連動した利用促進			検討・実施		
交通事業者	利用促進			検討・実施		

2. 「高校生通学」「通院」「買い物」等の活動機会の確保に資するダイヤ改善

施策概要

交通弱者の生活に必要な生活交通路線は、「高校生通学」「通院」「買い物」等の活動機会の確保に資するダイヤである必要があります。

多くの生活交通路線は、広域路線の鉄道やバスを基幹として、すでに交通事業者が工夫を凝らしてダイヤを設定しているものと考えられます。しかし、今後の状況やニーズの変化に対応していくため、適宜、既存路線の延伸やルート変更、新規路線の必要性も含めた確認を行い、必要なダイヤ改善を検討していきます。

●減便していた駅と病院を往復する路線の便数が回復した例

患者の利便性の維持を目的として、減便していた甲府駅と山梨県立中央病院を往復するバス路線の便数が回復しました。



患者・ご家族の方へ

医療関係者の方へ

病院の概要

診療

ホーム / 令和5年7月18日（火）からバスが増便します。

令和5年7月18日（火）からバスが増便します。

2022年12月より甲府駅と県立中央病院を往復している路線バスが減便となっていました。

患者の利便性の維持を目的とし、**2023年7月18日（火）**から

既存路線 44便に加え、甲府駅と県立中央病院を往復する 22便を追加し運用することとなりました。

出典：山梨県立中央病院ホームページ

●**通学に合わせてダイヤ改善を行っている例**

全但バス神鍋線では、地域と鉄道駅を結ぶ通勤通学に特化した便（朝時間帯）や、買い物に適した集落をこまめに回る便（昼時間帯）など、時間帯別に目的に特化したバス便を設定しています。

- 全但バス神鍋線では、朝に神鍋高原と JR 江原駅を結ぶ「通勤通学 EX 便」や江原方面への通院や買い物向けに小回りのきく低床車両で集落内を細かくまわる「ぼちぼち便」を運行している。
- 冬季には積雪の影響があるため、季節によるダイヤの変更を実施している。



出典：兵庫県「但馬地域公共交通計画」（令和4年3月）

実施主体・スケジュール

実施主体	実施内容	事業スケジュール				
		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
山梨県・市町村	改善提案	検討・実施				
交通事業者	提案によるダイヤ改善	検討・実施				
市町村 (市町村内サービス)	広域路線と連動した ダイヤ改善	検討・実施				

3.市町村内サービスとの結節の更なる改善

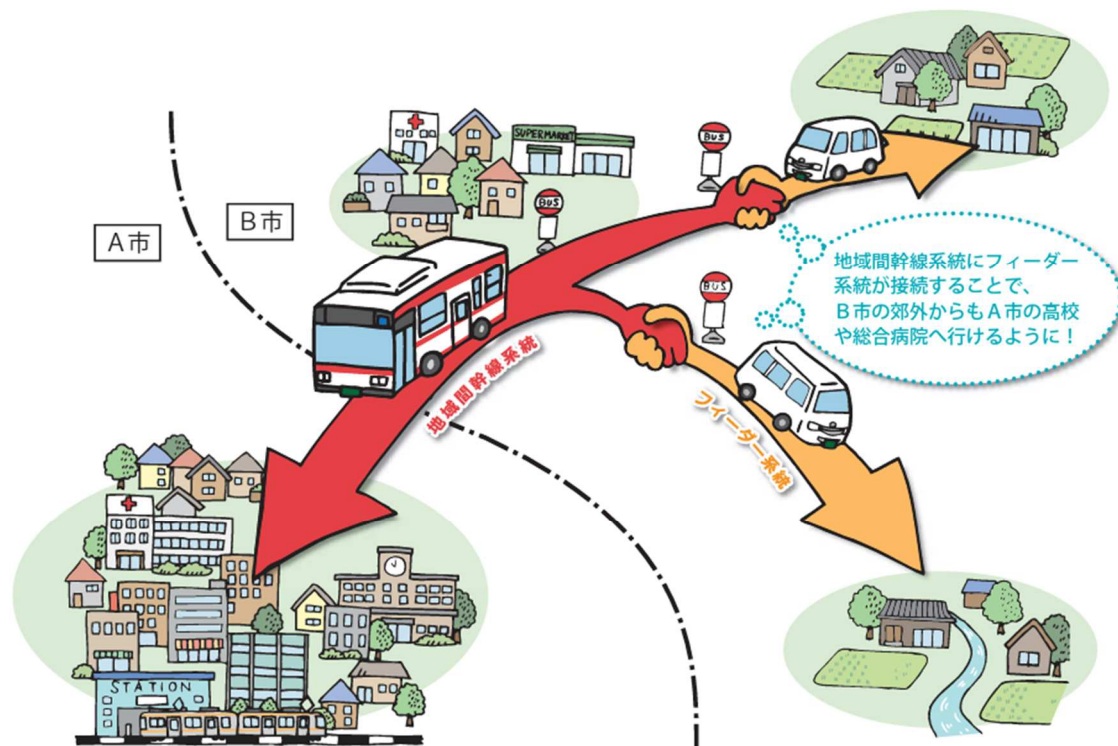
施策概要

各市町村内においては、異なる補助主体・運行主体による多様なサービスが、各地域で提供され、広域路線の鉄道やバスとの接続利便性が問題となることがあります。

それらの市町村内サービスと県が関与していく広域路線との整合性を図っていくために、県と市町村等が連携し、市町村内サービスと広域路線との結節改善について、検討していきます。また、市町村においては、高齢者の免許の自主返納の状況等も鑑みつつ、デマンド交通をはじめとした市町村内サービスの改善に向けた検討などを行っていきます。

●広域生活交通と市町村内サービスの連携のイメージ

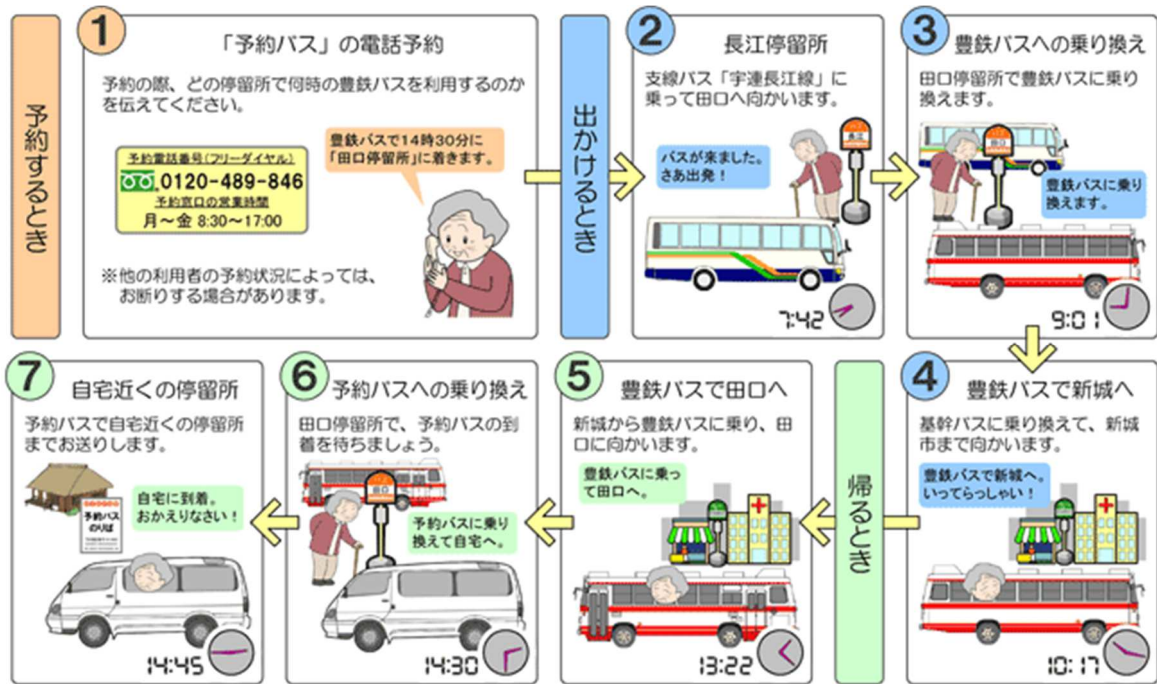
広域路線（地域間幹線系統）に、市町村内サービスであるデマンド交通やコミュニティバスなどのフィーダー系統が接続することによって、広域路線の沿線地区だけでなく、これらフィーダー系統の沿線地区も通学や通院が可能になります。



出典：国土交通省中部運輸局「地域間幹線バスが地域で役立つようにするために
～利用者増加による生産性向上を目指して～」(平成31年3月)

●予約制バスと路線バスが明示的に接続保証している例

愛知県北設楽郡公共交通活性化協議会の「おでかけ北設」では、広域路線バスと域内予約バスの接続保証を行っています。



出典：設楽町ホームページ

実施主体・スケジュール

実施主体	実施内容	事業スケジュール				
		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
山梨県・市町村	改善提案			検討・実施		○
交通事業者	提案による結節の改善			検討・実施		○
市町村 (市町村内サービス)	広域路線と連動した 結節の改善			検討・実施		○

4.ショッピングセンター・病院・学校等の目的施設への乗り入れの更なる推進

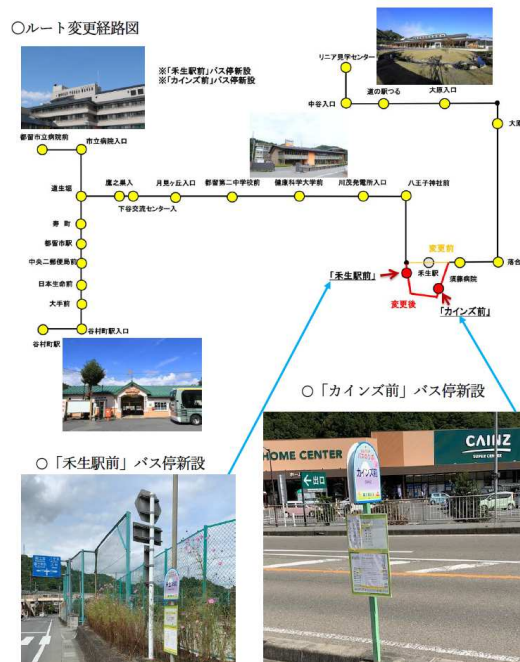
施策概要

広域路線バスの中には、これまで地域間連絡を使命としてきた経緯から、沿道の目的施設への乗り入れを行っていないものもあります。

生活交通としてより使いやすい広域路線バスを中心としたネットワークを実現していくため、高齢者の免許の自主返納による需要の変化等も考慮しながら、施設乗り入れによる旅行速度低下・コスト増という負の側面とのバランスも勘案しつつ、沿道の目的施設への乗り入れを検討していきます。

●新しい施設への乗り入れの例

都留市では、「道の駅つる線」について、大型ショッピングセンターの開設を受け、ショッピングセンター前のバス停を新設し、地域の交通状況の変化を踏まえた利便性の向上を図っています。



実施主体・スケジュール

実施主体	実施内容	事業スケジュール				
		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
山梨県・市町村	乗り入れ提案			検討・実施		
交通事業者	提案による乗り入れ			検討・実施		
市町村 (市町村内サービス)	広域路線と連動した 乗り入れ			検討・実施		

5.生活交通バス路線の確保維持に係る指針等の作成

施策概要

生活交通バス路線の確保維持においては、路線の状況に応じて、採用すべき方策や実施主体が異なるなど、広域か否かにかかわらず、役割分担が複雑となることがあります。したがって、生活に必要な交通手段に空白を生じさせないためには、各実施主体が連携し、時間的・空間的に切れ目のない生活交通の確保維持を図る必要があります。

このため、山梨県地域公共交通協議会の場において生活交通バス路線の確保維持に係る指針等を作成し、各実施主体が共通認識を持ち、一緒になって確保維持に取り組んでいきます。

●生活交通バス路線の確保維持に係る役割分担のイメージ

確保維持だけでなく、広域路線と市町村路線の整合性の確保などサービス改善にも努めていきます。

段階	事業者	県	市町村
独立採算の生活交通の運営とモニタリング	●事業者主体の運行	●広域路線について、減便や退出の動向が無いかどうかモニタリング	●域内路線について、減便や退出の動向が無いかどうかモニタリング
域内生活路線の確保維持	●早期の単独維持困難・退出の意思表示	●地域協議会を開催し、確保維持方策を議論、決定	●補助・市町村代替運行による維持
広域生活路線の単独維持困難・退出	●早期の単独維持困難・退出の意思表示	●地域協議会を開催し、確保維持方策を議論、決定	●地域協議会を通して、確保維持方策に市町村の意見を反映させる
国・県補助による広域生活路線の確保維持	●補助計画に基づいた運行の実施、県・市町村の請じる改善策の実行	●国・県補助により主体的に確保	●国・県補助が維持されるよう利用度の確保に努める
国・県補助路線と市町村路線の整合性確保	●責任主体が異なる生活路線/バス・鉄道の関係者の協議による接続利便性の確保		
国・県補助路線の補助打ち切りと市町村補助への円滑な移行	●輸送実績の早期の情報共有	●補助動向の市町村への早期の情報共有 ●時限補助による協議時間の確保 ●市町村主体の広域連携体制構築の支援 ●市町村への技術支援	●市町村主体の広域連携による広域生活路線の確保

出典：山梨県地域公共交通協議会資料

実施主体・スケジュール

実施主体	実施内容	事業スケジュール				
		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
山梨県・市町村交通事業者	県協議会を通じた指針等の作成	作成		見直し	見直し	

6.目的に応じた利用ガイド等の作成による利用促進

施策概要

「高校生通学」「通院」「買い物」等の目的に応じた利用ガイド等を作成することにより、広域路線である鉄道やバスをはじめとした公共交通を利用しやすくなります。このため地域の状況に応じた利用ガイド等の作成を検討していきます。

●バスでの通学に係る利用ガイド等を作成した例

高校別の登下校向けのバス時刻表を作成し、利便性の向上を図っています。

○甲府第一高校 バス時刻表(R5. 4月現在)

② 数島・山宮方面 ⇄ 一高前

行き	一高前 通過時刻	
甲府駅方面	×	6:42
伊勢町営業所(山宮)	×	7:08
甲府駅	※	7:25
伊勢町営業所(山宮)	×	7:30
甲府駅	○	7:36
山梨大学医学部附属病院		7:39
竜王駅・数島営業所	×	7:43
竜王駅・数島営業所(山宮)		7:44
甲府駅		8:01
伊勢町営業所(山宮)	×	8:04
竜王駅・数島営業所		8:13
伊勢町営業所(山宮)		8:24

種り	一高前 通過時刻	
数島営業所	15:36	
(羽黒) 山宮循環	15:56	
数島団地	16:08	
(アライソウ) 昇仙峡海上	△ 16:26	
(数島) 亜時駅	○ 16:51	
(羽黒) 山宮循環	17:26	
数島団地	17:43	
(羽黒) 山宮循環	×	17:56
(数島) 亜時駅	18:16	
(羽黒) 山宮循環	18:36	
昇仙峡口	18:41	
(数島) 亜時駅	○ 19:06	
(羽黒) 山宮循環	19:21	
昇仙峡口	×	19:45
(羽黒) 山宮循環	20:22	
数島営業所	×	20:45
数島営業所	×	21:45

「この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地形図(タイル)を複製したものである。(承認番号 平28情復、第1521号)」

① 甲府駅方面 ⇄ 一高前

※甲府駅南口～一高前間は運賃100円

行き	甲府駅 (通過)時刻	一高前 通過時刻
山宮循環		6:36 6:41
山宮循環	×	6:58 7:03
山宮循環		7:10 7:16
山宮循環	×	7:30 7:36
昇仙峡口		7:30 7:36
山宮循環		7:50 7:56
数島営業所		8:00 8:06
亜時駅	○	8:10 8:16

種り	一高前 通過時刻	甲府駅到着 (通過)時刻
伊勢町営業所	×	15:54 16:01
甲府駅	○	16:06 16:13
山梨大学医学部附属病院		16:16 16:23
伊勢町営業所		16:24 16:31
竜王駅・数島営業所		16:34 16:41
竜王駅・数島営業所		17:04 17:11
伊勢町営業所		17:25 17:32
甲府駅		17:36 17:43
伊勢町営業所		17:54 18:01
竜王駅・数島営業所		18:14 18:21
伊勢町営業所	×	18:24 18:31
甲府駅	○	18:36 18:43
伊勢町営業所		19:04 19:11
伊勢町営業所		19:48 19:54
甲府駅	×	20:25 20:31
伊勢町営業所		20:49 20:55
甲府駅	×	21:25 21:31

③ 麻沢・小笠原 ⇄ 一高前 (ハイスクールライナー)

行き	一高前 通過時刻	種り	一高前 通過時刻
(一高前方面)		(麻沢方面)	
一高前	×	(通学3分-) 麻沢	×
一高前	×	(通学3分-) 麻沢営業所	◆
		(通学3分-) 麻沢営業所	◇

※最新の時刻は鉄道・バス会社等にご確認ください。

出典：山梨県ホームページ

●鉄道での通学に係るガイド等を作成した例

鉄道での通学を促すリーフレットの配布は、鉄道通学を考える契機となる可能性があります。

出典：近畿運輸局ホームページ

実施主体・スケジュール

実施主体	実施内容	事業スケジュール				
		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
山梨県・市町村 (市町村内サービスを含む)	ガイド等の作成	検討・作成				

7.分かりやすい案内の実現

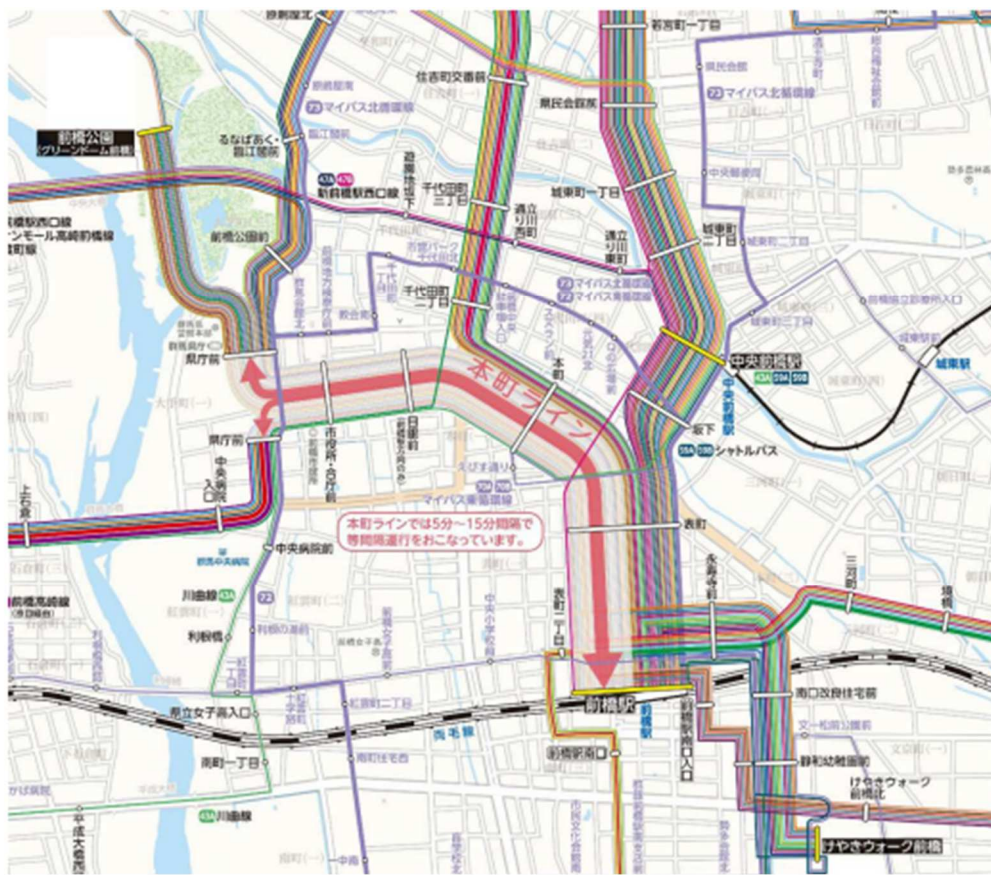
施策概要

公共交通のうち、特に路線バスについては、普段使い慣れている方でなければ、どのバスに乗ればよいのかが分かりにくい場合が少なくありません。

現在も交通事業者により案内の工夫はなされているところですが、今以上に分かりやすい案内を検討・実現し、更に使いやすい公共交通を目指していきます。

●多数の路線が集中する都市中心部を含む正縮尺の路線図作成の例

前橋市では、正縮尺で系統別に描写した路線図を作成しています。



出典：前橋市「前橋市中心部バス時刻表」

実施主体・スケジュール

実施主体	実施内容	事業スケジュール				
		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
山梨県・市町村	改善提案			検討・実施		
交通事業者	提案による案内の改善			検討・実施		
市町村 (市町村内サービス)	広域路線と連動した案内の改善			検討・実施		

9.広域生活交通の将来を見据えた研究

施策概要

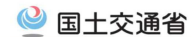
本計画の計画期間は令和6年度から令和10年度までの5年間ですが、今後、人口減少や高齢化の更なる進展が見込まれるなか、広域生活交通の確保維持を図っていくためには、10年、15年、更には20年といった、長期にわたる将来を見据えていく必要があります。

このため、新たな技術や制度、運行形態の活用・導入可能性、また、まちづくりをはじめとした他の分野との連携、更にはリニア開業による環境の変化や、人口減少等によって、これから都市部や山間部に生じる状況の変化を把握しつつ、広域生活交通の将来の在り方について、長期的な視野での研究を行っていきます。

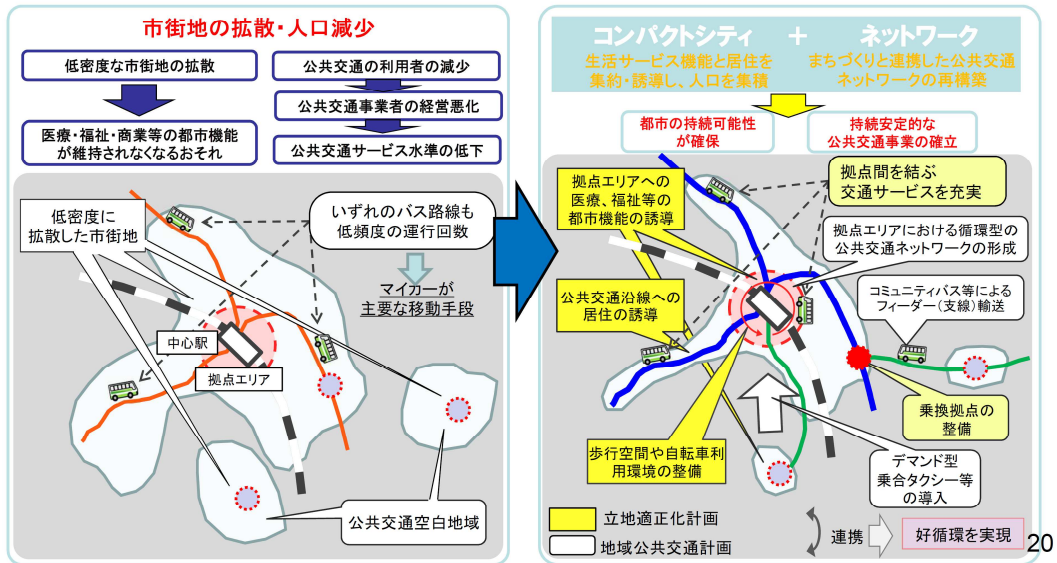
●他分野との連携事例

国土交通省では、まちづくり分野と地域公共交通分野との連携を推進しています。

コンパクト・プラス・ネットワークとは



■薄く広がった市街地を抱えたまま、今後人口が減少すると、医療、商業等の生活サービス施設や公共交通を維持することが困難となり、歩いて又は公共交通で日常生活を営むことが困難となるおそれ。
 → コンパクトシティ化により、居住を公共交通沿線や日常生活の拠点に緩やかに誘導
 → 居住と生活サービス施設との距離を短縮することにより、市民の生活利便性を向上



出典：国土交通省ホームページ

実施主体・スケジュール

実施主体	実施内容	事業スケジュール				
		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
山梨県	将来の広域生活交通の在り方の研究			研究		
市町村・交通事業者	研究への協力			協力		

10.市町村による公共交通利用促進施策の情報共有

施策概要

各市町村では、運転免許証の自主返納者へのタクシー券やバス乗車券の配布、身体障害者を対象とした福祉タクシー利用への助成、多様な運行形態が選択可能なデマンド交通の導入など、それぞれの状況に応じた公共交通の利用に関する様々な施策を実施しています。

このため、地域の輸送資源の総動員に資するよう、各市町村の公共交通利用促進施策を取りまとめ、情報共有を行っていきます。

また、ライドシェアなどの新たな制度についても市町村と情報共有を行い、必要に応じ、その活用について検討していきます。

●デマンド交通の導入事例

デマンド交通では、運行方式、運行ダイヤ、発着地の組み合わせにより、各地域の状況に応じた多様な運行形態が可能です。

乗合タクシー導入事例80

上野原デマンドタクシー (山梨県上野原市)



◇市では、交通弱者の移動手段の確保や交通空白区域等での日常の移動を改善することを目的に「上野原デマンドタクシー」を運行している。

市内の地域を4区分し、平成23年10月からは第1、第4地域を対象に、平成24年10月からは第2、第4地域を対象に実証運行を実施した。その後、実証運行の状況を踏まえ、平成25年10月から全地域(4地域5方面)において本格運行を開始している。

【運行状況】

- ・運行主体: 市内タクシー事業者(4社)
市内路線バス事業者(1社)
- ・利用者: 事前登録者
- ・運賃: 中学生以上500円(300円)、小学生250円(150円)
乳幼児無料 ※カッコ内は一部地域又は同一地域内
- ・運行形態: 平日のみ、各8便/日、8時~17時
- ・運行車両: セダン型もしくはワゴン型車両(各社所有車両)
※運行車両は側面にマグネットシートにより表示

【取組のポイント】

- 電話での予約に応じて、各方面と中心市街地のそれぞれの停留所との間を、タクシー車両などにより乗り合いで送迎する。ただし、各方面地域内での乗降は可能だが、中心市街地内での乗降は不可。

運行区域	電話番号
○第1地域(棚原方面)〔有〕駿能タクシー	0554-63-0077
○第2地域(西原方面)富士急バス(株)	0554-63-0277
○第3地域(大貫-伊東方面)上野原タクシー(株)	0554-63-0232
○第4地域(大目-豊方面)〔有〕四方津交通	0554-08-2341
○第4地域(鳥田-秋山方面)〔有〕鳥田交通	0554-63-0550

照会先: 上野原市役所 生活環境課
電話 0554-62-3114

乗合タクシー導入事例81

みのぶ乗合タクシー (山梨県身延町)

交通空白地帯の解消を図ることを目的とし、身延町地域公共交通活性化協議会を立ち上げ、「みのぶ乗合タクシー事業」を平成20年度から開始した。現在、町内を3つの区域に分け、車両5台で運行しており、運行事業所は地域公共交通確保維持改善事業費補助金の交付を受けている。

○運行ルート(身延地区)



1号車(大城・中野～飯富間口)

2号車(大島・清子～飯富間口)

【運行状況】

- ・運行主体: 町から委託を受けた地元タクシー事業者3社
- ・運行エリア: 身延地区、下部地区、中富地区
- ・運行日: 月曜日～金曜日
- ・運行時間: 午前8時～午後5時
- ・運賃: 1回300円
- ・利用対象: 登録者
- ・予約センターの運営は身延町商工会に委託
- ・乗合タクシーの運行経費は4路線計で年間約3,000万円となっている。国からの補助金が運行事業者に合計約960万円交付されている。(平成25年度実績)

照会先: 身延町政策室
電話 0556-42-4801

※ 国土交通省資料等から引用

乗合タクシー導入事例82

笛吹市デマンドタクシー (山梨県笛吹市)

■市では、交通空白地域の解消を目的に、JR石和温泉駅を基点とした路線を選定し、平成20年1月から定時定路線型バスの実証運行を実施したが、運行を維持するための利用がなかったことから、平成21年3月末をもって実証運行を休止した。

■路線バスの実証運行休止後、市民ニーズに応じた持続可能な公共交通網の構築を図るため、平成22年3月笛吹市地域公共交通総合連携計画を策定し、平成22年10月からデマンド交通(バス型)の実証運行を開始した。また、平成23年10月からは、実証運行の利用状況を検証したうえで、より笛吹市の交通需要に見合った効果的な運行を行うため、15人乗りのバス型をタクシー型に切り替え、「デマンドタクシー」として再スタートをきった。

■デマンド交通の実証運行終了後、運行継続への要望が高かったことを受け、市では、高齢者などの交通弱者に対する日常生活の足を確保する観点から、笛吹市地域公共交通会議における議論を踏まえ、平成24年4月から道路運送法第4条の規定に基づく本格運行へ移行し、現在に至っている。

【運行状況】

- ・運行主体: 市から委託を受けた市内タクシー事業者(2社)
- ・利用者: 市内登録者
- ・運賃: 1回200円
- ・運行形態: 10便/日
- ・運行車両: ジャンボタクシー(事業者所有)

ふじみルート

新井町(9時30分)～5連線(10時)～14町(11時30分)



みさかルート

新井町(9時30分)～5連線(10時)～5町(11時)



【取組のポイント】

- 利便性の向上を図るため、車内での登録、回数券販売、次回の予約受付などに対応している。
- 1運行あたり2人以上が乗車した場合、2人目以降については、市からの委託料が増える算定基準を設けて、事業者インセンティブが働く仕組みを設けている。

照会先: 笛吹市経営企画課
電話 055-262-4111

乗合タクシー導入事例83

甲州市デマンドバス（山梨県甲州市）



甲州市は平成17年11月に3自治体（塩山市・勝沼町・大和村）が合併し、発足しましたが、交通体系は、旧市町村の状況をそのまま引き継ぐだけでした。

また、バス事業費は年間1億2,000万円かかっている一方、バス利用者は少なく、空気を運んでいる状況が続いていました。

そのため、乗客増加の施策（学童、観光を絡める、無料バス券の発行等）を試しましたが、乗車率は増えず、住民は自分達でまとまってタクシーを利用するなどの自己防衛をとる方々もいました。また、住民からは、使い勝手の良い公共交通を求める声が多数ある状況でした。

平成23年に交通基本計画である「甲州市地域公共交通総合連携計画」を策定し、協議機関であった地域公共交通会議を法定協議会として設立し、予算を持たせ、国の補助金交付を受けながら、市内のタクシー事業者からなる甲州市タクシー協議会に運行委託し、甲州市デマンドバスの運行を開始しました。



【運行状況】

- ・運行主体：甲州市タクシー協議会（市内タクシー事業者3社からなる協議会）
- ・利用者：甲州市民（事前登録者のみ）
- ・運賃：1乗車200円・回数券（12枚綴り）2,000円
- ・運行形態：月曜日から金曜日の午前8時～午後6時（祝日、年末年始を除く）
- ・運行車両：ワゴン車（5台、甲州市所有）
- ・取組の特長等

塩山地区及び勝沼地区の一部で運行を行い、中心部（市街地）を共通エリアとし各方面（居住地）に3エリア設け、乗り継ぎの回数が少なくなるように運行を行っている。また、停留所を200m間隔で400か所以上設置し、高齢者でも利用しやすいようにエリア・停留所の設定を行っている。

【取組のポイント】

- 高齢者運転免許証自主返納支援事業
満65歳以上の甲州市民で有効期間中に運転免許証を自主返納された方に対し、申請により、市が運行する路線バス回数券（60回分）または、デマンドバス回数券（60回分）のどちらかを交付している。

照会先：甲州市役所市民生活課
電話 0553-32-2111

出典：（一社）全国ハイヤー・タクシー連合会「乗合タクシー事例集（第5版）」（令和5年6月）

●乗車券配布の例

甲府市では、自主的に運転免許証を返納した70歳以上の方に対し、ICカード式バス乗車券を贈呈しています。

甲府市 KOFU CITY

音声読み上げ Foreign Language

文字サイズ・色合い変更 組織案内 お問い合わせ

Google カスタム検索 甲府市全体を検索 検索 検索方法

ホーム 防災・防犯 くらし 健康・福祉・子育て 教育・文化・スポーツ まち・環境 産業・ビジネス 市政情報

ホーム > まち・環境 > 交通 > 交通安全 > 運転免許証返納高齢者支援事業について

更新日：2020年10月7日 ツイート いいね! 0

交通安全

- 交通事故無料相談
- 甲府市通学路交通安全プログラム
- 自転車軽重畳を利用し、ま

運転免許証返納高齢者支援事業について

近年、高齢ドライバーが第1当事者（事故の主な原因者）となる交通事故の割合が増加してきていることから、高齢者の運転免許証自主返納が注目されています。甲府市ではその促進策として、自主的に運転免許証を返納した70歳以上の方に対し、ICカード式バス乗車券を贈呈しております。

出典：甲府市ホームページ

実施主体・スケジュール

実施主体	実施内容	事業スケジュール				
		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
山梨県	各市町村の施策の取りまとめ・情報共有	継続				
市町村	新たな施策	検討・実施				

